

今こそつなぐ『地域の力』を応援！！

—東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金募集要項—

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の不安が広がる中、感染の拡大を防止する活動や、市民生活への影響を軽減する活動を支援するため、「ボランティア活動応援補助金」の交付を希望するグループ、団体を募集します。

つながることが難しい今こそ、生活に困りごとやストレスを抱えている市民を支え、助け合っていくため、皆さんが持つ知識、特技、スキル、知恵、アイデアなどを活かした『地域の力』と『想い』を応援します。

2 補助制度の概要

(1) 対象となる活動内容

新型コロナウイルスの影響で様々な対応が必要な中、地域の子どもや高齢者などへ手作りのマスクを配布する活動や、外出が困難な状況下での子どもの学習やストレス解消に資する活動、あるいは、外出自粛などのために必要物資の入手困難な方や人手不足となる地域の活動の支援などを対象とします。

※国・県及び市の他の補助金等を受ける（予定を含む。）取組は対象外とします。

<想定される実施例>

- ・マスクを縫製し、地域や学校、施設などへの配布
- ・Webを活用した、子どものための学習、運動などの支援（教材づくり、簡単な運動の紹介など）
- ・食事が困難な方への配食の支援（子ども食堂など）
- ・高齢者、障害者に対する必要物資の買い物の支援
- ・外出自粛で人手不足になった営農活動の支援や地域の環境維持・保全への支援 など
- ・情報やメッセージを伝える活動

(注) 対象とならない活動

- ・政治、宗教、特定の思想の普及に関わる活動
- ・営利を目的とした活動
- ・新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための対策が講じられていないもの又はその対策が著しく不十分であると認められるもの

(2) 申請できる者

市内のボランティア（非営利）活動に取り組む団体（個人、企業は除く）

※活動内容によっては、ボランティア活動保険等に加入したうえで活動を行ってください。

＜申請できる団体の例＞

- ・ NPO、ボランティアサークルなどの非営利公益活動団体
- ・ 住民自治組織、女性会、老人クラブ、子ども会、各種サークルなど
- ・ 市内大学の学生サークル

(3) 補助金の額

補助金の対象経費の合計額（上限額10万円）

(4) 補助対象となる経費

この補助金の対象は、ボランティア活動のために必要な経費とします。

ただし、証拠書類が整わない経費については、この補助金の対象外となります。

＜補助対象となる経費の例＞

項目		内容
需用費	消耗品費	・ 支援を行う者が感染予防のために必要なマスク・消毒液等の購入費用 ・ マスク作成に必要な材料等の購入費用 ・ 印刷代、消耗品購入費用（コピー用紙、プリンター用インク）など
	燃料費	・ ボランティア活動に必要なガソリン代など （例）支援者の自宅等（集会所などの拠点を含む）から買い物支援を行った距離に応じて算出（自家用車のガソリン代は1kmあたり11円で算定し、レンタカーのガソリン代は実費とする） （例）自宅⇒店舗⇒受援者宅⇒自宅
	食糧費	・ 配食支援を行う場合の食材費
旅費		・ 自家用車等がなく電車、バスを利用した場合の交通費
役務費	通信運搬費	・ 郵便料金 （例）作成したマスク等の送料 など
	保険料	・ 活動の際に発生した傷害等に対応できるボランティア活動保険の保険料など
使用料及び賃借料		・ 動画掲載のために必要なWEBサイト掲載料（既に、団体運営等のために開設しているWEBサイト使用料への経費の振替は不可） ・ 動画撮影に必要な機材、会議室の使用料 ・ その他、支援に必要不可欠な賃借料など
報償費		・ 動画の出演者（講師）に対する謝金（教材作成や動画配信など、専門的な指導が必要な場合に限り、1人あたり6千円を上限とする）

<対象経費とならない例>

- ・団体の運営に係る経常的な経費（家賃、光熱水費など。申請したボランティア活動にかかる経費と明確に区分ができない経費を含む。）
- ・人件費（団体の構成員に対する給与、賃金）
- ・食糧費（配食支援を行う場合の食材費以外のもの）
- ・その他、補助対象経費として市が不相当と認める経費

(5) その他

ア 令和3年3月31日までのボランティア活動が助成の対象となります。

イ 助成の対象となるボランティア活動は、感染拡大防止のための三密（密閉空間、密集場所、密接場面）の行動を避け、その他の感染防止策が措置される活動を対象とします。

ウ 申請は、ボランティア活動を開始する前までに行ってください。

エ 申請は、申込期限内であれば随時受け付けます。

オ 補助金の交付時期は、活動の完了後となります。活動の完了前の交付を希望される場合はご相談ください。

カ 補助金の出納の状況、活動の実施状況、収支の状況（証拠書類）がわかる書類は5年間保存が必要です。

3 申請期限及び申請方法

(1) 申請期限

令和3年2月26日（金）まで（必着）

(2) 申請方法

東広島市新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止等に資するボランティア活動応援補助金交付要綱の申請書、活動計画書、収支予算書（様式第1～3号）及び団体の概要（規約、会則等）を添付し、東広島市教育委員会生涯学習課まで持参、郵送により提出してください。

4 留意事項

動画の配信など不特定多数を支援する場合や、支援要請を受けた場合を除き、活動を行う際には、あらかじめ支援対象者やその代表者の方から支援を受ける意向があるか確認し、同意を得ておくようお願いいたします。

5 申請手続き

1 交付申請書を提出 ※申請は、ボランティア活動を開始する前までに行ってください。	
(申請者⇒市)	<p><提出書類></p> <p>① 補助金交付申請書（様式第 1 号）</p> <p>② 補助金活動計画書（様式第 2 号）</p> <p>③ 補助金活動収支予算書（様式第 3 号）</p> <p>※その他、団体の概要（規約、会則等）を添付してください。</p>
2 交付決定通知到着（交付申請を受けた日から 14 日以内）	
(市⇒申請者)	○申請書の内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。
3 活動の開始（交付決定の日以降に生じた活動経費が補助金の対象）	
(申請者)	<p>○実績報告時に領収書等の支出した経費の証拠書類の提出が必要となります。</p> <p>領収書・証拠書類がないものについては、補助金の対象となりませんので、なくさないよう大切に保存してください。</p> <p>○活動に当たっては、感染防止対策を十分に行ってください。</p> <p>○活動を変更、中止、廃止する場合は市の承認が必要です。事前に相談してください。</p>
4 活動完了 (申請者)	
	この申請で計画したボランティア活動が終了した日。
5 実績報告書の提出（ボランティア活動が終了の日から 30 日以内又は令和 3 年 5 月 31 日のいずれか早い日）	
(申請者⇒市)	<p><提出書類></p> <p>○補助金実績報告書（様式第 8 号）に次の書類を添付して提出してください。</p> <p>① 活動報告書</p> <p>② 収支決算書</p> <p>③ 領収書等の経費を支払ったことがわかる書類の写し（※）</p> <p>④ ボランティア活動の様子がわかるもの（チラシ・写真・参加者名簿等）</p>
6 補助金の額の確定通知 (市⇒申請者)	
	○報告書の内容を審査し、補助金の額を確定します。
7 補助金交付の請求 (申請者⇒市)	
	<p>○補助金の支払い（精算払）額の確定後、市へ補助金交付請求書（様式第 11 号）を提出すると、補助金が支払われます。</p> <p>※概算払い（事前払い）が必要な場合は、申請時にご相談ください。</p>

(※) 領収書等の経費を支払ったことがわかる書類の写し

経費の種類	提出書類
1 消耗品費、食糧費、通信運搬費、使用料	領収書（レシート可）
2 燃料費	移動経路、距離がわかる書類
3 旅費	・鉄道、バスを利用した場合は、乗車日時、乗車の目的、乗降場所の駅・バス停と料金を記載した書類（領収書が発行される場合は、領収書） ・自家用車、公共交通機関がなく、やむをえずタクシーを利用した場合は、領収書を添付
4 報償費	受領証（講師の口座振込による支払いの場合は、振込状況がわかる書類）
5 保険料	領収書と保険証書の写しなど、加入期間、保険内容、対象者、保険料のわかるもの

6 お問い合わせ先

東広島市教育委員会生涯学習部生涯学習課

住所：〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号（北館2階）

電話：082-420-0979／FAX：082-422-1610

電子メール：hgh200979@city.higashihiroshima.lg.jp